

発議第 2 号

朝来市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
朝来市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 3 月 28 日 提出

提出者

議会運営委員会

委員長 浅 田 郁 雄

提案理由要旨

朝来市行政組織条例（平成17年朝来市条例第 6 号）の一部改正により、常任委員会の所管を変更する必要があることから、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市議会委員会条例の一部を改正する条例

朝来市議会委員会条例（平成17年朝来市条例第239号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ こどもみらい部の所管に関する事項

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

発議第 2 号資料

朝来市議会委員会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第 2 条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 文教民生常任委員会 6 人 ア 市民生活部の所管に関する事項 イ 健康福祉部の所管に関する事項 ウ 教育委員会の所管に関する事項 (3)、(4) (略)	(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第 2 条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 文教民生常任委員会 6 人 ア 市民生活部の所管に関する事項 イ 健康福祉部の所管に関する事項 ウ <u>こどもみらい部の所管に関する事項</u> エ 教育委員会の所管に関する事項 (3)、(4) (略)